農業ひろさき

2022年7月1日　（第197号）
（令和４年７月１日）

編集と発行 ： 弘前市農業委員会
弘前市大字上白銀町1-1　前川本館3階　電話0172-40-7104

弘前市における放任園の状況と対策について

近年、高齢化や担い手不足等により園地管理が困難となり、園地が放任状態となるケースが増えております。放任園は様々な病害虫の温床となり、近隣園地に重大な被害を及ぼすため、園主自らが放任園になる前に対策を講じることが重要です。

◎弘前市における放任園の発生状況
（令和４年６月１５日現在）

平成３０年１０月	１７．４ha
令和　４年　６月	４８．９ha
増加面積	３１．５ha

市農業委員会では、農地の有効活用を図る目的から、農地の貸付や売渡に係るあっせん業務を行っております。荒廃が進み遊休化した農地は、復元に多くの労力を要することから、あっせんが困難な場合がありますので、あっせんをお考えの方はお早めにご相談ください。

また、りんご課では、放任園について、園主自身で廃園することが困難な場合、園主から承諾を得て、園地の伐採等を行う地域の団体等に対して、経費の一部を補助する事業を行っております。活用を検討されている方はご相談ください。



■問い合わせ先

農地のあっせんについて　農業委員会農地利用促進係　（市役所前川本館３階）　☎４０－７１０４
放任園の伐採事業の申請について　りんご課生産振興係　（市役所前川本館３階）　☎４０－７１０５

農地利用状況調査に向けて　連携地区研修会開催



市農業委員会（成田繁則会長）は、５月下旬から６月上旬にかけて、市役所において連携地区研修会を開催しました。連携地区研修会は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区における連携などを目的として定期的に開催しています。

今回は、「農地利用状況調査」を前に、農地集積推進委員会で決定した調査書と調査用地図の内容や判断の注意点などについて研修を行い、利用状況調査の意義や実施の方法について確認しました。また、農地のあっせんについて、業務の流れや書類作成の注意点などについて事務局職員から説明を受けました。参加した委員は、地区内の委員同士の連携を図るとともに、効果的なあっせんが行えるよう対応を検討しました。



研修会の様子

農地のパトロール実施中！
ご協力を！　農地は適正に利用しましょう

７月～８月は農地の調査実施期間として、農業委員及び担当地区の農地利用最適化推進委員が、農地の利用状況を調査しています。

農地パトロールは、農地法に基づき、毎年市内すべての農地の利用状況を調査するものです。

特に今年度は、藤代地区を重点地区として位置づけ、より詳しく調査を行います。

利用状況把握のため、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地内に立ち入ることもありますが、農地の利用促進につなげるための大切な調査ですので、ご理解とご協力をお願いします。

◆調査のポイント

①許可を得ずに農地以外に転用されている農地はないか
②耕作が放棄されている農地はないか
③周辺の営農に支障を与えている農地はないか
④以前に意向調査を行った遊休農地の状況

調査の結果、農地の不適正な利用や遊休農地などが明らかになった場合は、農業委員会が行う意向調査などの対象となります。

農地は食料の生産基盤である大切な資産であり、限られた資源です。一度耕作を放棄すると、数年で原形を失うほどに荒れてしまいます。また、病害虫の発生など、近隣の農地や住民に大変迷惑がかかります。農地を所有する方は、適正な管理をお願いします。

なお、労働力不足で耕作ができないなどの理由で、農地を貸したい・売りたい方は、お早目にご相談ください。

■問い合わせ先　農業委員会農地利用促進係（市役所前川本館３階）☎４０－７１０４ または農業委員、農地利用最適化推進委員まで

弘前りんご花まつり開催




フードコーナー

市りんご公園において、５月５日から８日まで、「弘前りんご花まつり２０２２」が開催され、会期中はりんごの花が見ごろを迎えたこともあり、多くの家族連れで賑わいました。

今年のりんご花まつりは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた中、９つの体験コーナーが設けられ、りんご箱のペイントやりんごの花キーホルダー作りなどが人気を集めました。初の試みとしてりんごのオブジェを設け、多くの方が記念撮影をしていました。また、フードコーナーでは、各お店が工夫したりんごを使ったオリジナルメニューやアップルパイが大変好評でした。



りんごのオブジェ　りんご箱のペイント

りんご公園サマーフェスティバル

ねぷたうちわや竹の水でっぽう作りなど、子どもや家族で楽しめるイベント盛りだくさん！
フードブースの出店もあります。夏のりんご公園を思いっきり楽しもう！

◆日時　７月24日（日）　午前10時～午後４時
◆場所　弘前市りんご公園（清水富田字寺沢）
■問い合わせ先　りんご課販売・発信係（市役所前川本館３階）☎４０－２３５４



収入保険加入に向けた青色申告を始めるためのセミナー開催のお知らせ

開催日時		会場
７月15日（金）	午前の部：　９時30分～ 午後の部：13時30分～	青森県農業共済組合ひろさき支所 住所：弘前市大字門外字村井262
７月28日（木）	午前の部：　９時30分～ 午後の部：13時30分～	
８月８日（月）	午前の部：　９時30分～ 午後の部：13時30分～	

※セミナーは２時間程度を予定しております。

収入保険の加入要件である青色申告に関して、一般社団法人青森県農業会議から講師を招きセミナーを開催いたします。

参加料は無料です。ただし、各回先着20名ですのでお早めにお申し込み下さい。７、８月の各日、午前と午後に合計６回開催いたしますので、ご都合の良い日時でお申し込み下さい。

～ セミナーの内容 ～
青色申告のメリット、青色申告に切り替える手続き等の説明、青色申告に切り替えた農業者の体験談の紹介、収入保険の説明

安心のネットワーク NOSAI

■問い合わせ・申込先
青森県農業共済組合 ひろさき支所 収入保険課　☎ ２８－５７００

農業簿記ソフトの購入費用を補助します！

青色申告に取り組むために、農業会計業務を自ら行うことを目的として購入する農業簿記ソフトの購入費用の一部を補助します。この機会に収入保険の加入要件でもある青色申告をはじめてみませんか。

◆補助対象経費及び補助金の額
・農業簿記ソフト１個の購入価格（税抜）の１／３以内（上限３万円）※事前に申請が必要です。
◆補助要件などの詳細はこちら
http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/nogyo/2021beika-aoshinkinkyu.html

収入保険の保険料を補助します！

自然災害や市場価格低下など、あらゆる要因による収入減少に対応する収入保険制度の加入を促進するため、保険料（掛捨て部分）の一部を補助します。

◆補助対象経費及び補助金の額
・新規加入者　　：保険料（掛捨て部分）の50％
・継続及び再加入者：保険料（掛捨て部分）の30％
◆補助要件などの詳細はこちら
http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/nogyo/2022-0415-1109-36_syuhojo2022.html

■問い合わせ先　農政課地域経営係（市役所前川本館３階）☎４０－７１０２

こまめな水分の補給と休憩をしっかり行いましょう!!

多面的機能支払交付金について

農業・農村の多面的機能（農産物生産のみではなく、国土の保全や水源の涵養などの様々な働き）を維持・発揮するため、地域の共同活動を支援します。

１．多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

①農地維持支払交付金
…　農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の基礎的な保全活動、保全管理構想の作成など

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）
…　農業用施設の軽微な補修、植栽による景観形成、多面的機能の増進を図る活動など

③資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
…　農業用施設の軽微でない補修や更新など



２．多面的機能支払交付金の交付単価

（単位：円／10アール）

	①農地維持	②資源向上（共同）	③資源向上（長寿命化）
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

②と③を同時に取り組む場合は②の単価が75％になり、また多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②の単価が５／６になります。
③で直営施工しない場合は③の単価が５／６になります。

３．支援の対象となる組織

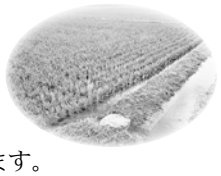
農業者のみで構成される活動組織、または農業者及び非農業者で構成される活動組織。なお、資源向上②の交付を受ける場合は、非農業者の参加が必須となります。
《弘前市では、令和４年３月31日現在、34の活動組織が取り組んでいます。》

４．多面的機能支払交付金に取り組むための手順

（１）活動組織の設立
・活動の対象とする農業用施設や農地、活動に取り組みやすいまとまりを設定します。
・規約や活動計画書などを作成し、設立総会を開催して審議します。

（２）事業計画の認定
・設立総会で承認された規約や活動計画書などを市へ提出し、市から事業計画の認定を受けます。

（３）交付金の申請
・市へ交付申請書を提出します。



（４）活動の実施と記録
・活動計画書に定めた活動を実施し、作業の内容や収支について記録します。

（５）活動の実績報告
・４月１日から３月31日までの１年間の活動記録と金銭出納簿を取りまとめ、報告書を市へ提出します。

５．その他

交付金の対象農地を転用した場合や遊休農地になった場合は、事業計画の認定を受けた年度にさかのぼって、交付金を返還することとなります。

☆農林水産省のホームページ《多面的機能支払交付金》でも確認できます。

■問い合わせ先　農村整備課総務係（市役所前川本館３階）　☎４０－７１０３

りんご収穫体験しませんか！

今年もりんご公園で「りんご収穫体験」ができます。
食べごろに育ったりんごを、皆さんの手でもぎ取りできます。
皆さんお誘いあわせのうえ、ご来園ください。

◆期　　間　８月初旬から11月中旬頃まで
◆場　　所　りんご公園（清水富田字寺沢）
◆体験料金　有料



〔新型コロナウイルス感染症対策〕
①マスクの着用、手指の消毒をお願いします。
②発熱（37.５度以上）など体調不良のある方は参加をお控えください。
③受付時に検温を実施します。

※収穫時期、品種によって収穫数量を制限させていただく場合があります。

■問い合わせ先　りんご公園　☎３６－７４３９

あっぷるクラブ　PART2 ミニりんご木箱を作ってみよう！

◆日時　７月23日（土）
午後１時30分～午後３時30分
◆場所　弘前市りんご公園「りんごの家」
◆内容　製作キットを基にくぎ打ち等をして、一般的な木箱より小さいオリジナルのりんごの木箱を製作します。
参加料2,000円　申込締切７月16日（土）定員９名
■問い合わせ先　りんご公園　☎３６－７４３９

りんご草木染展

◆日時　７月３日（日）～７月18日（月祝）
午前９時～午後５時
◆場所　弘前市りんご公園「りんごの家」
◆内容　りんごの木・花・実・葉を使用した染め物「りんご草木染」の展示・販売。※りんご草木染体験７月18日（月祝）午前10時～12時
参加料1,000円　申込締切７月11日（月）定員12名
■問い合わせ先　りんご公園　☎３６－７４３９

熱中症に要注意！熱中症は予防が大事!!

新たな農業経営士、青年農業士を紹介します

令和３年度に県から、農業経営士、青年農業士に認定された本市の農業者を紹介します。

地域農業の推進役として、今後一層の活躍が期待されます。

今回の認定者を含め、本市の農業経営士は14人、青年農業士は22人となります。

農業経営士	青年農業士	青年農業士
		
三浦　裕行	齋藤　良彦	柴田　康平

農業に伴って排出されるごみは、市で収集しません！

農業に伴って排出されるごみは、事業活動によって生じるごみ（事業系ごみ）のため、農業者が自らの責任で処理しなければなりません。

市は収集を行っていませんので、町会などが管理する家庭ごみの集積所には出さないようご注意ください。

なお、事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、それぞれ適正に処理しなければいけません。

農業に伴って排出される主なごみのうち、以下のものは産業廃棄物となります。





・農業用ビニール（農ポリ、マルチ、反射シート、ブルーシートなど）

・農薬の空容器や空袋・肥料の空袋

※いずれも産業廃棄物として処分してください。

処分方法などの詳細は、お問い合わせください。

■問い合わせ先　環境課資源循環係（市役所前川新館２階）３５－１１３０

りんご園防風網張替事業

市では、気象災害からの恒常的な防護策として、収入保険または果樹共済加入者を対象に防風網の張り替えに要する経費を補助します。



◆対象者・収入保険または果樹共済加入者であること
・市税などの滞納がないこと

◆補助対象経費　防風網の張替経費

◆補助率（額）　１／３以内（上限１８万円）

■問い合わせ先　りんご課生産振興係（市役所前川本館３階）☎４０－７１０５

りんご産業イノベーションセミナーを開催します！

◆日時　７月23日（土）12時00分～16時00分

◆場所　岩木文化センター　あそべーる（賀田１－18－４）

◆内容　早期成園化、作業効率の向上が期待されるジョイント栽培等に関する講演やスマート農機の展示、ＱＯＬ（啓発型）健診体験会を開催します。詳細については市ＨＰ（下記ＱＲコード）をご確認ください。

※希望者には後日動画配信を実施します。

◆参加料　無料

◆申込方法　７月21日（木）までに必要事項（①氏名②所属（勤務先）③住所④参加方法（会場参加のみ／動画配信のみ／両方）⑤電話番号⑥Ｅメール）をお伝えのうえ、お申し込みください。

◆問い合わせ・申込先
りんご課企画推進係（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０５　ＦＡＸ３８－５８７０
Ｅメール　ringo@city.hirosaki.lg.jp

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、やむを得ず中止または内容変更する場合がございます。

農地中間管理事業の活用を！

青森県農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）では、規模を縮小する方やリタイアする方から農地を借り入れ、担い手農家に貸し付けを行っています。

農地の出し手は、10アール未満の自作農地を除く全ての所有農地を貸し付けした場合、一定期間貸し付けた農地の固定資産税が半減されたり、機構が一括して賃料を支払うことにより個別のやり取りが不要となるなどのメリットがあります。

また、農地の受け手は、効率的に規模を拡大できる、契約や賃料の支払いの相手方が機構のみで済むなどのメリットがあります。

農地中間管理事業の利用をご希望の方は、下記問い合わせ先までご相談ください。

■問い合わせ先　農業委員会農地利用促進係（市役所前川本館３階）☎４０－７１０４

農地等の利用の最適化の推進に関する指針を変更しました

農業委員会等に関する法律に基づき、令和元年に定めた市農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、３年が経過したことから目標や具体的な推進方法を再検討し、５月24日開催の総会で変更を決定しました。

変更した指針は、農業委員会事務局、岩木分室（岩木庁舎）、相馬分室（相馬庁舎）に設置しているほか、市ホームページでも公表しています。

【市ホームページ】
働く・産業　＞　農業情報　＞農業委員会について＞ 弘前市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
または右記ＱＲコードから

■問い合わせ先　農業委員会事務局（市役所前川本館３階）☎４０－７１０４